

運 営 規 程

社会福祉法人 多摩大和園
東大和市高齢者在宅サービスセンターきよはら

東大和市高齢者在宅サービスセンターきよはら運営規程

(事業の目的)

第 1 条 東大和市が開設し、社会福祉法人多摩大和園が管理運営する東大和市高齢者在宅サービスセンターきよはら（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護および東大和市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「東大和市総合事業」という。）の各事業（以下「事業」という。）の適正な運営のため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者または東大和市総合事業にあたっては事業対象者に対し、適正なサービスを提供し利用者及びその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、また、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、要介護状態となることの予防に資するよう必要な援助を行う。
- 2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
 - 3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	東大和市高齢者在宅サービスセンターきよはら
所在地	東京都東大和市清原 1 丁目 1 番地 3 4 号棟 1 階

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 常勤 1 名
事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) 生活相談員（管理者及び介護職員が兼務） 常勤 2 名
指定通所介護および東大和市総合事業の利用申し込みに係る調整、通所介護計画の作成等を行う。また、従業者に対する相談等援助技術の指導、助言を行うとともに、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。
 - (3) 看護職員 非常勤 2 名以上
利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

- (4) 介護職員 常勤3名以上 非常勤5名以上
利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。
- (5) 機能訓練指導員（看護職員が兼務） 非常勤2名以上
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- (6) 栄養士（委託）
献立作成、栄養量計算、調理員の指導等に係る業務を行う。
- (7) 調理員（委託）
栄養士の作成した献立に基づき利用者の昼食等を調理する。
- (8) 運転手 非常勤2名以上
利用者の送迎及び各種業務、活動の補助業務を行う。
- (9) 事務職員 非常勤1名
受付、経理等事務的業務を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス時間 午前9時00分から午後3時30分までとする。

（利用定員）

第6条 事業所の1日の利用者の定員は、次のとおりとする。

通所介護および東大和市総合事業 35人

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、東大和市全域とする。

（事業の提供方法、内容等）

第8条 指定通所介護および東大和市総合事業の提供は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等が作成した居宅サービス計画に基づいて行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であっても利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者等が選定したサービスを提供する。

- (1) 身体介護に関すること
日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
 - ア 排泄の介助

- イ 移動、移乗の介助
 - ウ その他必要な身体介護
- (2) 機能訓練に関すること
- 体力や機能の低下を防ぐ為に必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。
- (3) 健康の管理及び増進に関すること
- 利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、レクリエーション、趣味、生きがい活動を実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。
- ア レクリエーション
 - イ 音楽活動
 - ウ 創作活動
 - エ 行事的活動
 - オ 体操
 - カ 養護
- (4) 生活等に関する相談及び助言に関すること
- 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。
- ア 疾病や障害に関する理解を深めるための相談、助言
 - イ 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談、助言
 - ウ 自助具や福祉機器、居住環境の整備に関する相談、助言
 - エ その他在宅生活全般にわたる必要な相談、助言
- (5) 食事サービスに関すること
- 給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。
- ア 食事の準備、配膳、下膳の介助
 - イ 食事摂取の介助
 - ウ その他必要な食事の介助
- (6) 送迎サービスに関すること
- 送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には従業者が添乗し必要な介護を行う。
- ア 移動、移乗動作の介助
 - イ 送迎
- (7) 入浴サービスに関すること
- 家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
- ア 衣類着脱の介護
 - イ 身体の清拭、洗髪、洗身の介助
 - ウ その他必要な入浴の介助

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

- 第 9 条 指定通所介護および東大和市総合事業の提供にあたっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
 - 3 正当な理由なく指定通所介護および東大和市総合事業の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を識ずる。

(通所介護計画の作成等)

- 第 10 条 指定通所介護および東大和市総合事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、個別に通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画を作成する。
- 2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
 - 3 利用者に対し、適所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載等)

- 第 11 条 指定通所介護および東大和市総合事業を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護について、介護保険法第 41 条第 6 項または法第 53 条第 5 項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(指定通所介護および東大和市総合事業の利用料等及び支払いの方法)

- 第 12 条 指定通所介護の利用料は、厚生大臣が定める基準によるもの、東大和市総合事業にあたっては、東大和市が定める額とし、別表 1 に掲げる金額とする。なお、指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、別表 1 に掲げる利用料の 1 割または 2 割または 3 割を利用者が負担するものとする。
- 2 第 1 項の厚生大臣が定める基準以外の費用については、別表 1 に掲げる金額とし、利用者が負担するものとする。

- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 4 利用者は、事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(契約書の作成)

第13条 事業を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けるとする。

(緊急時における対応方法)

- 第14条 事業所の従業者等は、事業実施中に利用者の身体状況・病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 事業所の従業者等は、事業実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるとともに、管理者の指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火管理者	管理者（生活相談員）
防災訓練	年4回（地震想定訓練2回、総合訓練2回）
避難訓練	年4回
通報訓練	年4回（消防設備説明1回、防災教育講義1回含む）

(衛生管理及び従事者等の健康管理)

- 第16条 管理者は、事業に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 管理者は、従業者に対し感染症等に関する知識の習得に努めさせるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条 利用者が入浴室及び機能訓練室等事業所の設備・機器等を利用する場合は、従業者の立会いのもとで使用するものとする。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(秘密保持)

- 第18条 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 2 社会福祉法人多摩大和園は、従業者であった者に、業務上知り得た利用

者またはその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

(苦情処理)

第19条 管理者は、利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。また、開設者である東大和市に対して苦情の内容、改善の措置内容、経過等を報告するものとする。

2 利用者からの苦情に対しては、別に定める「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき、前項の対応を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第20条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果的について、職員に十分に周知する。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

3 職員は、高齢者虐待防止法を順守し、利用者等への家族等からの虐待が疑われる場合には、利用者等の保護とともに家族関係の改善を図ることとし、関係機関及び区市町村に通報する。

(損害賠償)

第21条 事業の管理運営者である社会福祉法人多摩大和園は、事業の実施により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、開設者である東大和市に対して報告及び協議を行い、損害賠償を速やかに行う。

(従業者の資質の向上)

第22条 管理者は、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後2か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

(その他運営についての留意事項)

第23条 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。

- 2 この規程の改正、廃止及びこの規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、東大和市高齢者在宅サービスセンターきよはらの開設者である東大和市と事業の管理運営者である社会福祉法人多摩大和園の協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

平成26年3月28日一部改正 平成26年4月1日適用

平成27年7月31日一部改正 平成27年8月1日適用

平成30年3月27日全部改正 平成30年4月1日適用

令和6年3月18日一部改正 令和6年4月1日適用

別表 1 (第 1 2 条関係)

介護保険給付対象サービスの利用料
(通常規模型通所介護)

6 時間以上 7 時間未満			
利用料	要介護 1	6, 1 5 5 円	1 日につき
	要介護 2	7, 2 6 2 円	1 日につき
	要介護 3	8, 3 8 9 円	1 日につき
	要介護 4	9, 4 9 6 円	1 日につき
	要介護 5	1 0, 6 2 4 円	1 日につき
サービス提供体制強化加算 I		2 3 1 円	1 回につき
サービス提供体制強化加算 II		1 8 9 円	
サービス提供体制強化加算 III		6 3 円	
個別機能訓練加算 I イ		5 9 0 円	1 日につき
個別機能訓練加算 I ロ		8 0 1 円	
個別機能訓練加算 II		2 1 0 円	
A D L 維持等加算 I		3 1 6 円	1 月につき
A D L 維持等加算 II		6 3 2 円	
中重度者ケア体制加算		4 7 4 円	1 日につき
認知症加算		6 3 2 円	1 日につき
入浴介助加算 I		4 2 1 円	1 日につき
入浴介助加算 II		5 7 9 円	
若年性認知症利用者受入加算		6 3 2 円	1 日につき
科学的介護推進体制加算		4 2 1 円	1 月につき
介護職員処遇改善加算 I		算定された介護保険給付対象サービスの利用料の 1 0 0 0 分の 5 9 に相当する額	1 日につき
介護職員等特定処遇改善加算 I		算定された介護保険給付対象サービスの利用料の 1 0 0 0 分の 1 2 に相当する額	1 日につき
介護職員等ベースアップ等支援加算		算定された介護保険給付対象サービスの利用料の 1 0 0 0 分の 1 1	1 日につき

	相当する額	
利用者負担金	法定代理受領の場合は、上記金額の1割（ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担率による）または2割または3割。	

（東大和市介護予防・日常生活支援総合事業）

独自サービス			
利用料	要支援1	4,595円	1回につき
	要支援2	4,711円	1回につき
サービス提供体制強化加算Ⅰ	要支援1	927円	1月につき
サービス提供体制強化加算Ⅱ	要支援2	1,855円	
	要支援1	758円	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	要支援2	1,517円	
	要支援1	252円	
	要支援2	505円	
生活機能向上グループ活動加算		1,054円	1月につき
若年性認知症利用者受入加算		2,529円	1月につき
栄養改善加算		2,108円	1月につき
科学的介護推進体制加算		421円	1月につき
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	算定された介護保険給付対象サービスの利用料の1000分の92に相当する額		1月につき
利用者負担金	法定代理受領の場合は、上記金額の1割（ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担率による）または2割または3割。		

基準緩和型サービス			
利用料（3時間以上・送迎あり）		4,247円	1回につき
利用料（3時間以上・送迎なし）		3,752円	1回につき
科学的介護推進体制加算		421円	1月につき
サービス提供体制強化加算Ⅰ	要支援1	927円	1月につき
	要支援2	1,855円	

サービス提供体制強化加算Ⅱ	要支援1	758円	
	要支援2	1,517円	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	要支援1	252円	
	要支援2	505円	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	送迎あり	1,085円	1月につき
	送迎なし	959円	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	送迎あり	221円	1月につき
	送迎なし	189円	
介護職員等ベースアップ等支援加算	送迎あり	200円	1月につき
	送迎なし	179円	
利用者負担金	法定代理受領の場合は、上記金額の1割（ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担率による）または2割または3割。		

介護保険給付対象外サービスの利用料

食材料費	1食	800円	
その他日常生活費	1	利用者の希望による教養娯楽費用 (行事やクラブ活動による材料費や行事食等)	実費
	2	紙オムツ、パット代	実費